

# 2023年度会計報告

活動計算書 [税込] (単位:円)      自2023年4月1日 至2024年3月31日

I. 経常収益	
受取会費	3,081,000
受取寄付金	32,298,823
受取助成金等	900,000
事業収益	391,500
その他収益	10,422
<b>経常収益計</b>	<b>36,681,745</b>

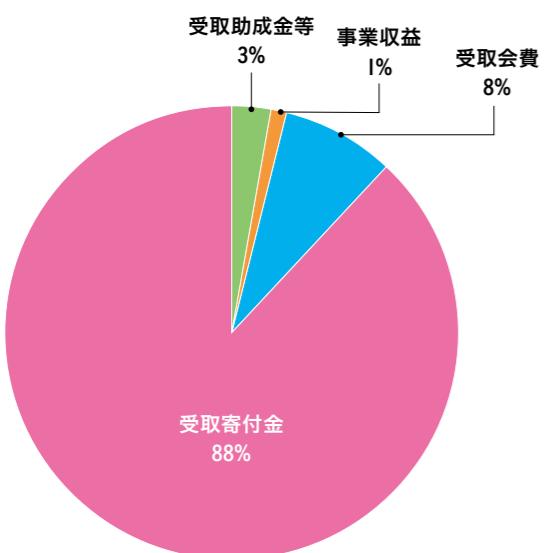
II. 経常費用	
事業費	
ベトナム事業	296,207
カンボジア事業	9,860,498
ラオス事業	10,945,261
緊急支援	0
国内事業	7,366,962
収益事業	792,479
事業費計	29,261,407
管理費	
人件費	4,724,172
その他経費	4,430,455
管理費計	9,154,627
<b>経常費用計</b>	<b>38,416,034</b>
当期経常増減額	△ 1,734,289

III. 経常外収益計	過年度損益修正益	332,897
<b>経常費用計</b>		<b>332,897</b>

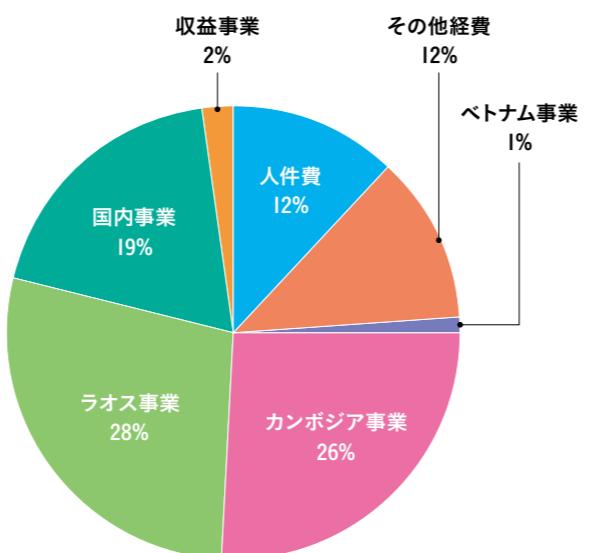
IV. 経常外費用	0
経常収益計	0
税引前当期正味財産増減額	△ 1,401,392
法人税、住民税及び事業税	70,000
当期正味財産増減額	△ 1,471,392
前期繰越正味財産額	37,469,990
次期繰越正味財産額	35,998,598

## 2023年度収入・支出の内訳

収入 36,681,745円



支出 38,416,034円



## 計算書類の注記

## 注記I:重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日策定 2017年12月2日改定NPO法人会計基準協議会)によっています。

## (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準は原価基準により、評価方法は法定評価方法によっています。

## (2) 引当金の計上基準

退職給付引当金:職員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末法人人都合要支給額により計上しています。

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
●ラオス 自治労東海地区連絡協議会 ピエンチャン都立図書館・多目的ホール運営管理費支援 支援期間:2018年11月～)	312,376	280,000	321,362	271,014
自治労新潟県本部 タトーン村小学校図書館支援 支援期間:2018年11月～2021年10月)	12,996	-	12,996	0
自治労青森県本部 ドンクワイ村小学校図書館支援 支援期間:2019年1月～)	39,034	30,000	39,034	30,000
自治労三重県本部 サンバンナ村小学校図書館支援 支援期間:2019年9月～)	17,255	50,000	17,255	50,000
自治労東海地区連絡協議会 ナーハンケー村小学校図書室支援 支援期間:2018年11月～)	136,066	100,000	136,066	100,000
自治労広島県本部 サントン郡小学校図書室支援 支援期間:2020年1月～2024年12月)	428,988	-	144,893	284,095
自治労広島県本部 サントン郡小学校図書室支援 支援期間:2020年1月～2024年12月)自治労本部(調整費)	238,093	-	132,274	105,819
吉永誠治 思考とスキル向上のための読書推進プロジェクト 支援期間:2020年1月～2024年12月)	425,075	-	425,075	0
<b>合 計</b>	<b>1,609,883</b>	<b>460,000</b>	<b>1,228,955</b>	<b>840,928</b>

## 注記2:使途等が制約された寄付金等の内訳

複数年度にわたり使途等が制約された寄付金等の内訳は以下のとおりです。当法人の正味財産は、35,998,598円ですが、840,928円は下記のように使途が制約されています。したがって使途が制約されていない正味財産は35,157,670円です。

### 注記3: その他特定非営利活動法人の資産、負債及び 正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況 を明らかにするために必要な事項

### 事業費と管理費の按分方法

- 共通する経費のうち、給与手当、賞与手当、法定福利費、旅費交通費（人件費分）については、従事割合に基づき按分しています。
  - 共通する経費のうち、地代家賃、水道光熱費、リース料については、従事割合に基づき従事期間に基づき按分しています。

## 監査報告書

特定非営利活動法人 エフアジャパン  
理事長 伊藤 道雄 様

2024年 5月 14日

特定非営利活動法人 エフアジャパン

監事 中山 雅之   
監事 ハタ由美 

私たち監事は、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、2023年4月1日から2024年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監視いたしました。その方法と結果について、次のとおり報告いたします。

### 1.監査の方法およびその内容

監査は、種事務および事務局の職員および監査準備を振り、借假の有無および監査の実効性の有無とともに、現金合戻しと併せて、現金および預金の目録と現金目録からその取扱の実行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な取扱事項を複数回実施し、業務および財務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該年度年度に係る事業操作について検討いたしました。

さらに、会計監査士たるに付ける資料の閲覧を行へ、当該事業年度に係る会計監査（監査証明書および監査計算書）およびその附属明細書ならびに開業日報について検討いたしました。

### 2.監査意見

#### ①本事務報告の監査結果

①監査報告は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事例は認められませんでした。

#### ②計算書類およびその附属明細書ならびに財産目録の監査結果

計算書類およびその附属明細書ならびに財産目録は、法人の会計および損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上: